

国境を越える「民族」

— アウスジードラー問題の歴史的経緯 —

佐藤成基

1. アウスジードラー理解への視点

— 在外同胞問題としてのアウスジードラー —

ドイツ連邦共和国は建国から1990年代初頭までのあいだ、東欧（ないし中東欧）からやって来た人間を、当人が「ドイツ人」であるという理由により、当人およびその祖先がかつて一度もドイツ国籍を取得したことがなかった場合ですら無条件で受け入れ、国籍を付与してきた。この政策により、戦後継続的に400万人以上の「ドイツ人」が東欧からドイツ連邦共和国にやってきた（表1参照）。1988年以後、その数は急激に増加し、世間の注目を浴びることになった。彼らを総称して「アウスジードラーAussiedler」と呼んでいる。連邦共和国のこのアウスジードラー政策により、東欧からの「ドイツ人」移民は、アウスジードラーという資格によって、外国人労働者や庇護権請求者等の他の移民集団と比較して大幅に有利な待遇を受けることになった。

これまでアウスジードラーは、外国人労働者や庇護権請求者とセットで「ドイツの移民問題」という枠組みで理解されることが多かった¹。そのような枠組みから見ると、「民族帰属」を認定された「ドイツ人」に対する優遇は突出して見える。そのため、ドイツのアウスジードラー政策を、「血統」や「文化」を重視する「エスニック（エスノ文化的）」なナショナリズムの象徴であるとか、ナチス時代の「民族政策」への回帰であるとか、あるいはドイツの非「西欧」的な特殊性を示す現象であるなどと批判的ないしは文化宿命論的にとらえる解釈が、ドイツ国内・国外を問わず少なくなかった。

しかしこのような見方をすると、アウスジードラー問題が負っている固有の歴史的経緯、すなわち、なぜアウスジードラー政策が採用され、それがどのような形で継続されてきたのかという側面への視点が失われてしまう。確かにアウスジードラー政策において、ナチスの民族政策を想起させる「民族帰属」という概念を、「ドイツ人」の認定基準として用いている。だが、その点だけをとりあげて、戦後から1990年代初頭まで続いた（その後改訂されながらも現在までも継続している）アウスジードラー政策の特徴を決定付けてしまうのは単純に過ぎる。

そこで本論文では、アウスジードラー問題を「移民問題」という観点からではなく、在外同胞と

¹ 例えばその理解の仕方は、ドイツの代表的な移民研究者クラウス・バーデの1994年の著作『外国人、アウスジードラー、庇護』（Bade 1994）の題名の中に表わされている。

(表1) 1950年以降のアウスジードラー統計(連邦行政局)

	旧ソ連邦	ポーランド	旧チェコスロバキア	ハンガリー	ルーマニア	旧ユーゴスラヴィア	その他	計
1950	0	31,761	13,308	3	13	179	2,233	47,497
1951	1,721	10,791	3,524	157	1,031	3,668	3,873	24,765
1952	63	194	146	30	26	3,407	9,503	13,369
1953	0	147	63	15	15	7,972	7,198	15,410
1954	18	664	128	43	8	9,481	5,082	15,424
1955	154	860	184	98	44	11,839	2,609	15,788
1956	1,016	15,674	954	160	176	7,314	6,051	31,345
1957	923	98,290	762	2,193	384	5,130	6,264	113,946
1958	4,122	117,550	692	1,194	1,383	4,703	2,584	132,228
1959	5,563	16,252	600	507	374	3,819	1,335	28,450
1960	3,272	7,739	1,394	319	2,124	3,308	1,013	19,169
1961	345	9,303	1,207	194	3,303	2,053	756	17,161
1962	894	9,657	1,228	264	1,675	2,003	694	16,415
1963	209	9,522	973	286	1,321	2,543	629	15,483
1964	234	13,611	2,712	387	818	2,331	749	20,842
1965	366	14,644	3,210	724	2,715	2,195	488	24,342
1966	1,245	17,315	5,925	608	609	2,078	413	28,193
1967	1,092	10,856	11,628	316	440	1,881	262	26,475
1968	598	8,435	11,854	303	614	1,391	202	23,397
1969	316	9,536	15,602	414	2,675	1,325	171	30,039
1970	342	5,624	4,702	517	6,519	1,372	368	19,444
1971	1,145	25,241	2,337	519	2,848	1,159	388	33,637
1972	3,420	13,482	894	520	4,374	884	321	23,895
1973	4,493	8,903	525	440	7,577	783	342	23,063
1974	6,541	7,825	378	423	8,484	646	210	24,507
1975	5,985	7,040	516	277	5,077	419	343	19,657
1976	9,704	29,364	849	233	3,766	313	173	44,402
1977	9,274	32,857	612	189	10,989	237	93	54,251
1978	8,455	36,102	904	269	12,120	202	71	58,123
1979	7,226	36,274	1,058	370	9,663	190	106	54,887
1980	6,954	26,637	1,733	591	15,767	287	102	52,071
1981	3,773	50,983	1,629	667	12,031	234	138	69,455
1982	2,071	30,355	1,776	589	12,972	213	194	48,170
1983	1,447	19,121	1,176	458	15,501	137	85	37,925
1984	913	17,455	963	286	16,553	190	99	36,459
1985	460	22,075	757	485	14,924	191	76	38,968
1986	753	27,188	882	584	13,130	182	69	42,788
1987	14,488	48,423	835	581	13,994	156	46	78,523
1988	47,572	140,226	949	763	12,902	223	38	202,673
1989	98,134	250,340	2,027	1,618	23,387	1,469	80	377,055
1990	147,950	133,872	1,708	1,336	111,150	961	96	397,073
1991	147,320	40,129	927	952	32,178	450	39	221,995
1992	195,576	17,742	460	354	16,146	199	88	230,565
1993	207,347	5,431	134	37	5,811	120	8	218,888
1994	213,214	2,440	97	40	6,615	182	3	222,591
1995	209,409	1,677	62	43	6,519	178	10	217,898
1996	172,181	1,175	14	14	4,284	77	6	177,751
1997	131,895	687	8	18	1,777	34	0	134,419
1998	101,550	488	16	4	1,005	14	3	103,080
1999	103,599	428	11	4	855	19	0	104,916
2000	94,558	484	18	2	547	0	6	95,615
2001	97,434	623	22	2	380	17	6	98,484
2002	90,587	553	13	3	256	4	0	91,416
2003	72,289	444	2	5	137	8	0	72,885
2004	58,728	278	3	0	76	8	0	59,093
2005	35,396	80	4	3	39	0	0	35,522
総計	2,334,334	1,444,847	105,095	21,411	430,101	90,378	55,716	4,481,882

典拠：連邦内務省ホームページ (<http://www.bmi.bund.de>) "Aussiedlerstatistik seit 1950" をもとに作成

いう「民族問題」の観点から考察してみたい。確かにアウスジードラーが現象として移民の一種であることには間違いはない。だが彼らは移民であると同時に、というよりもそれ以前に、ドイツ連邦共和国にとっての在外同胞（つまり「在外ドイツ人Auslandsdeutsche」）なのである²。このことがアウスジードラーに対し、その他の移民とは異なった歴史的負荷を与えている。

国家の境界線の外にいながら、同一の「ネーション（民族）」（それがどのように定義されるにせよ）に帰属する「同胞」。これが在外同胞である。在外同胞は、同一の「ネーション」の成員でありながら国境外に散在している。それは、西欧、アメリカ、日本などでは問題になることは少ないが、イスラエル、ギリシャ、朝鮮、東欧地域の諸ネーションなどでは重要な「民族問題」である。より一般的な視点から、「民族問題」を国家とネーションとの不一致に伴う問題と捉えたとするならば、在外同胞問題は、民族マイノリティ問題とともに「民族（ネーション）問題」の二大テーマを構成することになるだろう³。民族マイノリティが国境内における国家とネーションとの不一致であるとすれば、在外同胞は国境外における国家とネーションの不一致である⁴。

ドイツでは、その統一国家の建国（1871年）以来、国境外に多くの在外ドイツ人を抱えてきた。彼らは、その時々政治的・社会的状況の中で、様々に理解され、誤解され（時に見過ごされ、忘れられ）、テーマ化され、様々な政治的関心の下に道具化されてきた。また、ドイツのネーション概念それ自体も、在外ドイツ人問題との関わりを通じて形成されてきたという面がある。ドイツ史を見ると、国家によって領土的に区切られたネーション概念のほかに、それとは連動しつつも独立した非国家的ないし超国家的なネーション概念が、様々な形で「想像」されてきた⁵。その過程において、在外ドイツ人問題への関与が少なからぬ役割を果たしてきた。戦後連邦共和国のアウスジードラー問題は、このような在外ドイツ人の歴史、さらにはドイツのネーション概念形成史の文脈の中で捉えて行く必要がある。

² アウスジードラーを在外マイノリティ問題と関連で分析した研究としてオーリガーとミュンツのもの（Ohliger and Münz 2002）がある。本報告はこの論考から大きな示唆を得ている。だが、この分析も「マイノリティから移民へ」という転換が主題であり、アウスジードラー問題そのものを「民族」の問題と捉える視点が一貫しているわけではない。

³ ナショナリズムにおける在外同胞問題、さらには国家を超えたナショナルな関係性の重要性を指摘したのはロジャース・ブルーベイカーであった（Brubaker 1996）。彼は、「民族化する国家」「民族マイノリティ」となるので「外部の民族的故郷」からなる、民族問題の「三項関係」を指摘している。

⁴ アーネスト・ゲルナーによる有名なナショナリズムの定義によれば、「ナショナリズムとは、第一義的に、政治的な単位とナショナル（民族的）な単位が一致しなければならないと主張する政治的原理である」（Gellner 1983: 1=2000: 1）。この表現を借りて言うならば、民族政策とは、政治的な単位とナショナルな（民族的な）単位を一致させるための具体的な方策ということになるだろう。そこで問題となるのが、領土内の異民族である民族マイノリティと領土外の民族同胞である在外同胞である。

⁵ 言うまでもなく、その歴史はフィヒテやヘルダーにまで遡る。フリードリッヒ・マイネッケは、国家の基盤を持たない統一以前のドイツのネーション概念を「文化ネーション」と呼んだ（Meinecke 1919）。ブルーベイカーは、統一以後のドイツのネーションの自己理解においても、やはり国家的な概念よりも「エスノ文化的」な概念の方が優位していると論じている（Brubaker 1992=2005）。

しかしまたアウスジードラー問題は、戦後に固有のものでもある。既存国境外のドイツ人を受け入れるアウスジードラー政策は、第二次大戦終結前後、東欧のドイツ人が被った「追放」と呼ばれる歴史的事件と不可分に結びついている。「追放」とは、1400万人以上のドイツ人が戦争による避難やその後の強制移住政策の被害にあった出来事である⁶。「追放」は1950年にいちおうの終結を見た。しかしドイツ連邦共和国（当時の「西ドイツ」）は、「追放」が終わったあとも、「被追放者」の受け入れを続けるための法体制を構築した。アウスジードラー政策の起源はここにある。また、その後のアウスジードラー政策は、ドイツ連邦共和国が「追放」という歴史的事件とその帰結に対して、また「追放」犠牲者である「被追放者」に対して、どのように対峙し、対処するのかという問題と不可分の関係にあった。「追放」はドイツ連邦共和国に対し、「被追放者」たちが東方で受けた被害に対する補償や救済の要求、「故郷」を守りたい（できれば帰還したい）という願望、「故郷」（戦後は社会主義国家群の下に置かれた）に依然残されたドイツ人マイノリティなど、国境を越える「民族」の諸問題を、それ以前の在外ドイツ人問題とは異なった形でつきつけたのである。アウスジードラー政策は、これらの問題と関連させつつ、さらにそれを国際政治上の文脈の中に置きつつ理解してかなければならない。それは1960年代からドイツにやってくる外国人労働者や、1980年代末に急増する庇護権請求者がもたらす問題とは、当然その歴史的な文脈を異にしているのである。

本論文では、まず在外ドイツ人がドイツ建国以来ドイツ本国（政府や社会）においてどう理解され、テーマ化されてきたのかを、アウスジードラー問題の「前史」として簡単に回顧したあと、本題である戦後の「アウスジードラー」概念の形成とその展開に沿って論じていきたい。最後に、1990年以後明らかになってきたアウスジードラー終結への方向性が、国境を越える「民族」としてドイツ・ネーションの終焉を意味するのか否かを検討する。

2. アウスジードラー前史

— ドイツ統一以後の在外ドイツ人問題 —⁷

(1) 帝政ドイツの時代

1871年に統一されたドイツ帝国は、オーストリアのドイツ人を含む大量のドイツ人、ヘルダーやフィヒテ的にドイツ語を母語とする人間という意味でのドイツ人を外部に残すことになった。特にハプスブルク帝国やロシア帝国内には、多くのドイツ人居住地域があり、それらが皆ドイツ帝国の外に残されたことになる。これをもって「在外ドイツ人問題の起源」とすることもできるが、それがナショナリスト的なアナクロニズムに陥るということにも注意をする必要がある。というのは、帝政ドイツ時代、エルンスト・ハーセなど、「全ドイツ協会」や「ドイツ学校協会」などに所属す

⁶ 「追放」についてはBeer (2004) を参照せよ。

⁷ この章での論述は、筆者が以前に公刊した論文（佐藤 1999; 佐藤 2000）に依拠している。

る一部の「全ドイツ」派知識人⁸を除いて、これら東欧の在外ドイツ人に対する社会的な関心は低く、ビスマルクを初めとする政治指導者も、外交関係への配慮から、在外ドイツ人問題には介入しないというスタンスをとっていたからである。帝政ドイツ時代のドイツのネーションは、主流としては国境内に限定された「国家的ネーション」として形成されたと見ることができるだろう (Schieder 1961)。

純粋血統主義の原理を確立した1913年の帝国国籍法は、「エスノ文化的」と特徴づけられることが多いが (Brubaker 1992=2005), あくまでも国家の領土内の住民 (そこには非ドイツ民族も含まれるが) の国籍の血統主義を確立したにとどまり、東欧に住む民族的ドイツ人は問題にされていない。東欧からのドイツ人移民に国籍を付与する戦後連邦共和国の国籍政策は、1913年の国籍法とはなんら直接のつながりは持たないのである⁹。確かに、国籍法をめぐる帝国議会の討論を見ると、「在外ドイツ人」という概念が頻出するが、この「在外ドイツ人」とは、当時の海外植民地に移住したドイツ国籍保持者 (あるいは、かつての保持者) のことを主として意味していた。それまでの国籍法では、国外に10年以上居住すると自動的に国籍を喪失する規定になっていたため、海外植民地に移住したドイツ人の中には国籍を喪失したり、これから喪失する可能性の高い者が多く存在したのである。政府や政治家たちは、それを「世界政策」の時代に適合しないものとして問題にしたのである¹⁰。その関連で、血統主義の国籍法により「ドイツ民族Volkstum」の結合の強化が称揚されることも多かった。しかし、国籍を一度も持たなかった「民族帰属」のみのドイツ人に、国籍を付与するということが考えられていたわけではなかった。

(2) ヴァイマル共和国からナチス時代へ

第一次大戦後、在外ドイツ人問題の構図は大きく変化する。その要因は大きく言って三つある。

⁸ ハーセは、『ナショナルな国家としてドイツ帝国 Das Kaiserreich als Nationalstaat』(Hasse 1905) という著作の中で、国外にドイツ民族の一部を排除、国内に非ドイツ民族を包摂しているという点において、ドイツ帝国がナショナルな国家として「未完結 unvollendet」であると規定している。この議論の中では、ドイツの「ネーション」(ないし「民族 Volk」) は国家とは別の実体として理解されている。また、全ドイツ協会の「全ドイツ的活動」については、Alldeutscher Verband (1910) を参照せよ。

⁹ この点に関しては、専門家の間でも誤解が多いように思われる。例えば、他の点では優れたナショナルリズム史研究である伊藤定良 (伊藤 2002) による理解がその典型である。「ドイツを「真の国民国家」につくり替えるためには、「在外ドイツ人」(「民族的ドイツ人」) にドイツ市民権を与えねばならないのである。こうして彼ら [全ドイツ派] の要求は1913年の国籍法に結晶した。それは市民権を「血縁共同体」として定義し、「在外ドイツ人」に開かれ、帝国内の移住者に対しては排他的であった」(Ibid.: 178) と伊藤は述べている。だが、1913年の国籍法は中東欧の「民族的ドイツ人」(この概念はナチス時代に多用されたものだが) に「開かれていた」わけではなく、また「全ドイツ派」がもった政治的影響力も限られたものであって、決して彼らの要求がそのまま国籍法に「結晶」したわけではない。「エスニック」な移民政策であるアウスジードラー政策は、同じく「エスニック」な (つまり血統主義的な) 国籍規定を確定した1913年の帝国国籍法と連続しているという誤った理解に基づくものであり、ドイツの「エスニックな特殊性」を前提においた理解がうみだす弊害の一つである。

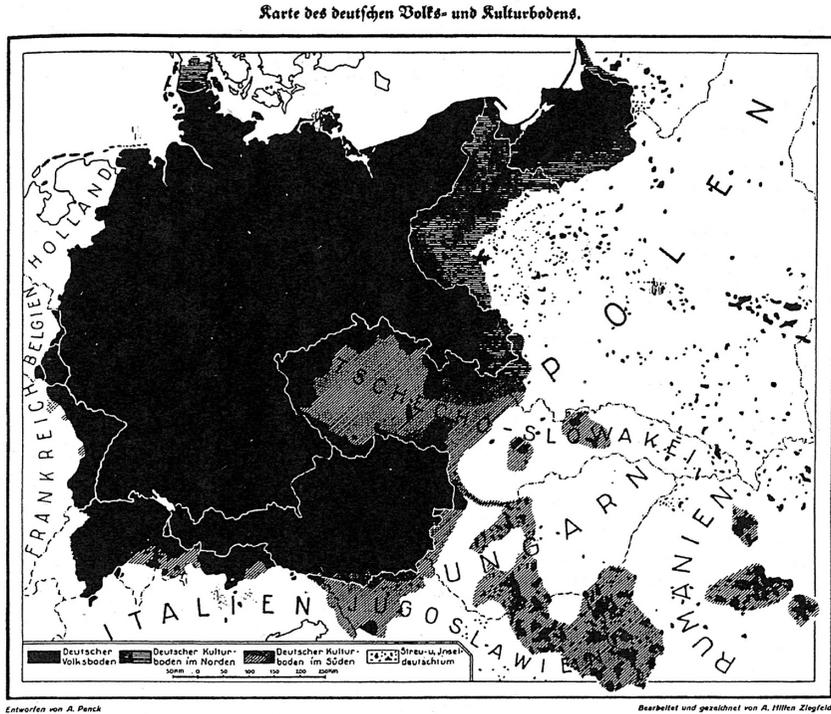
第一は、敗戦によってドイツが東方の領土を喪失したことである。これによって、東欧の新興国家の下に在外ドイツ人が新たに発生しただけでなく、それが戦後ドイツの国境修正運動とも関連していくようになる。賠償金の負担軽減と並んで、国境修正はヴァイマル共和国時代のドイツ政府の大きな外交上の目標だった。第二に、ハプスブルク帝国が解体し、代わって多くの国民国家が新たに建国されたことにより、東欧の在外ドイツ人の多くが、そこにおける民族マイノリティの地位に転落したということである。彼らは新たに「国民化」を目指す新興国家のもとで、差別や同化の圧力にさらされることになる。第三に、戦後のパリ講和会議や新たに設立された国際機関の国際連盟などの場において、「民族自決」や「民族マイノリティの権利」の概念が国際的（ヨーロッパ内での）な規範として広まっていくということである。しかし敗戦国のドイツでは、この原則が適応されず（オーストリアのドイツ人の「結合」の決議も却下された）、しかもマイノリティとなった在外ドイツ人たちも、「民族的」な権利を阻害されることになる。こうして、戦後の在外ドイツ人問題は、ドイツの国境修正運動とマイノリティの権利主張運動とに連動していくことになるのである。

ドイツ人は、当時のヨーロッパにおいて最大のマイノリティ集団であった。ナチスが対外拡大を始める直前の1937年段階で、オーストリアとドイツ以外の東欧、南東欧に約850万のドイツ人が存在したとされている（Münz and Ohliger 1998: 156）。各地のドイツ人マイノリティは団体を結成し、自らの文化的・言語的権利が認められず、ホスト国家の中で差別され「民族の権利」が侵害されていることについて抗議を行い、国際連盟に対しても盛んに陳情書を提出している（Pieper 1974; Fink 1972）。また、ドイツ国内でも、失地回復運動との関連で在外ドイツ人の問題についての公共的関心が高まり、在外ドイツ人を支援する運動が行なわれるようになる（Jaworski 1978）。ドイツ学校協会から発展した「在外ドイツ民族協会 Verein für Deutschtum im Ausland」は、そのメンバーを劇的に増加させた。在外ドイツ人を扱った研究（「東方研究」と呼ばれる）も発達し、多くの著作も出版された（Burleigh 1988）。

そのような中で、「ドイツ民族 Volkstum」の姿を、国境を越えたもの、超国家的なものとして理解することが一般的になっていった。その一例として地理学者アルブレヒト・ペンクが描いた「民族・文化領土 Volks- und Kulturboden」の地図を紹介しよう。これは1925年に出版されたものである（Herb 1997: 57）。そこにはドイツの「文化領土」「民族領土」が、ヴァイマル共和国の国境線を越えたものとして描かれている（図参照）。このような地図は、当時のヴァイマル共和国の国

¹⁰ 例えば、帝国国籍法修正案を帝国議会で紹介している内務大臣のハンス・デルブリュックの演説などを参照せよ（RT 13/13: 249-250）。そこで彼は、「この法律は、われわれが植民地や保護領を所有していない時代に公布されています。状況の変化に合わせて、今皆さんに紹介するこの法律案は、特定の条件で、保護領において直接的帝国帰属を得ることを許可しています。……皆さん、ドイツ帝国はかつてとは異なった利害関心を持っています。自らに繋がっていたものは、今や海を越えて出かけていくのです。移民の理由も、大部分、かつてとは別のものになっています。今日出かけていくものは、経済的・政治的に祖国から自らを切り離すためにそうするのではないのです。経済的・政治的に祖国のために奉仕するがために出かけていくのです」と述べている。

境が「ヴェルサイユの命令」によって作り出された不当なものであるという一般的な認識とともに、国境修正につながる政治的な意味合いも強く持っていた¹¹。



「ドイツの民族・文化領土の地図」(Herb 1997: 57より転写)

このように、ヴァイマル時代に広まってきた「民族」概念を、政治的に利用したのがナチスであった。ナチスの対外拡大は、オーストリア、ズデーテンラント、ポーランド西部というように、「民族自決」の論理で正当化されるような在外ドイツ人居住地域を皮切りに進められている。特に前二者に関しては、イギリスなどの西欧諸国も、「民族自決」の原理から承認せざるを得なかったのである。ポーランドにおいては、「民族リスト」を作成して、民族的にドイツ人と見なせる住民を集団帰化させた(後述)。また、帝国の範囲外のソ連、バルト諸国、ルーマニアなどから合計で約90万人のドイツ人を「帝国への帰還」の名の下にドイツ帝国内に集団移住させ(Hürter 2006: 41)、代わりに大量の非ドイツ人住民を国外に強制移住させるか虐殺するという方法によって、「帝国」と「民族共同体」とを一致させることを目指したのであった。

¹¹ 1926年にはこのような新たな地理学的概念を基にした地図作成に従事する「ドイツ民族・文化領土財団」が組織され、政府からの研究委託や支援を受けていた(Herb 1997: 65-75; Burleigh 1988: 25-26)。そこには、ヴェルサイユ条約によってつくられた第一次大戦後の国境がドイツにとって不当なものであるという認識が反映されている。

3. アウスジードラー概念の発生

— 「追放」とアウスジードラー —

(1) 領土喪失と「追放」

ナチスドイツの敗戦により、在外ドイツ人問題の構図は、再び劇的に変化する。敗戦の結果ドイツは、戦前の領土の約四分の一にあたる東方領土（オーデル＝ナイセ線以東の領土）を喪失し、東欧からは大量のドイツ人が強制移住させられた（表2を参照）。一般に「追放Vertreibung」と呼ばれる強制移住は、最初はソ連軍の侵攻による避難民の発生に始まり、最終的には連合国のポツダム協定第13条に基づく組織的大量移住政策へと発展した。結果的に、1950年までに、東方領土からソ連、ユーゴスラビアにかけて広がる東欧一帯から、1200万人以上のドイツ人（国籍を持つものも持たぬものも含めて）がオーデル＝ナイセ以西の占領地区に移住することになる。また、その過程で約200万人が死亡したと言われている。「アウスジードラー」は、この「追放」の歴史と不可分の関係にある。本節では、その関係をやや詳しく考察していくこととする。

(2) 被追放者受け入れのための法的整備

追放されたドイツ人（これを「被追放者 Vertriebene」と呼ぶ）の約3分の2にあたる約800万人が西側占領地域（後の連邦共和国）に移住した（表2参照）。1950年当時、連邦共和国の住民の約16.5%が（Beer 2004: 24）、この被追放者であった。被追放者の中には、すでにドイツ国籍を保持したものもいたが、保持していないものも少なくなかった。ドイツ連邦共和国は既存の国籍法（1913年のもの）を維持したまま、これらドイツ人被追放者を国内に法的に編入するための法整備を行うこととなる¹²。

その被追放者編入のための法整備の基本にあたるものとして、先ず連邦共和国の憲法に当たる基本法の第116条1項をあげておかなければならない。ここでのポイントは、国籍法によるドイツ国籍保持者とは別の概念として、「ドイツ人 Deutscher」なる概念が導入されているということである。この条文が、これが戦後長くアウスジードラーを受け入れるための、究極的な法的根拠となっている。

第116条

(1) 基本法の意味におけるドイツ人とは、他の法的規定を条件として、ドイツ国籍 Staatsangehörigkeit を持つか、あるいはドイツ人の民族帰属 Volkszugehörigkeit をもち難民か被追放者

¹² 1913年の帝国国籍法が維持されたのは、ドイツの国家的分裂は平和条約締結の時には解消され、国家的一体性が回復されるはずのものであり、連邦共和国はそれまでの間の暫定的な国家であるという（建国当初は広く受け入れられていた）前提からである。しばしば誤解されているように、「血統主義への固執」からではない。連邦共和国の暫定的性格については、基本法前文に明確な記載がある。連邦共和国は統一後しばらく経った1999年まで、連邦共和国自身の国籍法を持たなかった。

(表2) 1950年段階における連邦被追放者法で定義された意味での被追放者の総数

A. 喪失した領土 ¹⁾ ごと の故郷被追放者数 ／ B. 故郷被追放者で ない被追放者数	受け入れ国（地域）ごとの被追放者数									
	総 数		連邦共和国		民主共和国 と東ベルリン		オーストリア		西欧諸国と 海外	
	(1000)	(%)	(1000)	(%)	(1000)	(%)	(1000)	(%)	(1000)	(%)
A. 故郷被追放者 ²⁾										
ドイツ東方領土	6980	54.7	4380	54.1	2600	63.4	—	—	—	—
自由都市ダンツィヒ	290	2.3	220	2.7	70	1.7	—	—	—	—
ポーランド	690	5.4	410	5.1	265	6.5	10	2.3	5	4.2
チェコスロバキア	3000	23.5	1900	23.4	850	20.7	200	46.5	50	41.6
バルト諸国	170	1.3	110	1.3	50	1.2	—	—	10	8.3
ソヴィエト連邦 ³⁾	100	0.8	70	0.9	5	0.1	—	—	25	20.8
ハンガリー	210	1.6	175	2.2	10	0.2	20	4.7	5	4.2
ルーマニア	250	2.0	145	1.8	60	1.5	40	9.3	5	4.2
ユーゴスラヴィア	399	2.4	150	1.8	35	0.9	100	23.3	15	12.5
オーストリア	80	0.6	70	0.9	10	0.2	—	—	—	—
他のヨーロッパ	135	1.1	70	0.9	15	0.4	50	11.6	—	—
海外	20	0.2	15	0.2	5	0.1	—	—	—	—
小 計	12225	95.9	7715	95.3	3975	96.9	420	97.7	115	95.8
B. 被追放者 ⁴⁾	525	4.1	385	4.7	125	3.1	10	2.3	5	4.2
総 計	12750	100	8100	100	4100	100	430	100	120	100

1) 国，国の一部，1937年12月31日の国境線内の地域。

2) 連邦被追放者法第二条の意味における故郷被追放者，すなわち追放されて来た領土に1937年12月31日時点あるいはそれ以前に居住地を持っていた者。連邦被追放者法第15条第2段落第1項の規定により，故郷被追放者は被追放者証明書Aを所持している。

3) 西部ポーランドから追放されたロシアドイツ人「行政移住者」（戦争末期に帝国軍撤退と共にソ連から西部ポーランドに移住させられたロシアドイツ人）は，ソヴィエト連邦からの故郷被追放者とは見なされる。ただし，連邦被追放者法第2条の定義に従えば，彼らは故郷被追放者ではない。後にやって来たロシアドイツ人アウスジードラーは法律上の意味でも故郷被追放者であり数量的にも圧倒的に多いが，彼らのことを考慮に入れて，「行政移住者」を故郷被追放者とは見なしたのである。

4) 連邦被追放者第1条の意味での被追放者，すなわち居住地が連邦被追放者第2条での故郷被追放者として認知できる条件を満たさない者。法律上の意味で「故郷喪失なき被追放者」とされる者は，第15条第2段落第2項に従って被追放者証明書Bを所持する。

典拠：Reichling（1986: 59, 61）をもとに作成

あるいはその配偶者や子孫として1937年12月31日時点でのドイツ帝国の領土に受け入れられた者のことである。(BGBl 1/1949)

ここで「ドイツ人」は、①ドイツ国籍保持者と②「ドイツ民族帰属」保持者で難民か被追放者としてドイツ国内に受け入れられたもの（「1937年のドイツ帝国」とは、戦後も存続していると想定されている統一のドイツ国家のことを指している）の二種類であることが分かる。つまり「ドイツ人」はドイツ国籍を超えた概念なのである。②のカテゴリーを一般に「地位上のドイツ人 Statusdeutsche」と呼ぶ。この「地位上のドイツ人」としてドイツ国内（実際には連邦共和国内）に受け入れられた者には自動的にドイツ国籍が与えられる。

ここに、問題の「民族帰属」という概念が登場している。しかしこれは、決してナチス時代へのノスタルジーから採用されたわけではない。これは、大量に流れ込んでくる（基本法制定時にはまだ「追放」は終わっていなかった）大量の難民・移住者たち（1950年までに800万人を超える）を法的に編入するための緊急の法的措置として、いわば機会主義的に採用されたものと言える。「追放」の憂き目を見たドイツ人は、必ずしもドイツ国籍保持者だけではない。国籍の有無に関わらず、東方においては、民族的に「ドイツ人」であるという理由で「追放」の被害にあったのである。連邦共和国は彼ら全員を戦後「国民」として受け入れるための法的整備を、喫緊に必要としたわけである。

そこで重要になるのが「難民あるいは被追放者として」という語句である。戦後の連邦共和国は、単にドイツの「民族帰属」を持っているからというだけで自動的に国民として受け入れる「純粹エスノ文化的」な国家ではない。連邦共和国が受け入れるのは、「追放」されたドイツ人だけである。だから、オーストリア、スイス、ルクセンブルク、あるいはアルザスなどのドイツ語住民が、あるいはアメリカのドイツ系アメリカ人が、その「民族帰属」が主張できるからといって（彼らがそう主張しようと思えば主張できるだけの理由は、十分に立つと考えられるが）、連邦共和国に「ドイツ人」として受け入れられることはないのである。それは、彼らが「難民あるいは被追放者」ではないからである。

「難民あるいは被追放者」を総称して「被追放者」と呼ぶ。それでは、いったい誰が「被追放者」なのか。それを法的に規定したのが1953年の「連邦被追放者法」である。連邦共和国は、この法によって「被追放者」概念を規定し、空襲被害者などと共に、戦争被害者として「負担均衡」という被害保障政策を、国家をあげて行っていくことになる¹³。

連邦被追放者法は、その冒頭の第1条で「被追放者」を次のように定義している。

¹³「負担均衡Lastenausgleich」とは、国民が戦争で喪失した財産やその他の被害に対する補償政策である。残された財産に税をかけることによってその費用とした。戦争被害を国民全体で「均衡に負担する」という意味の政策である。被追放者は、その負担均衡政策の中心的な補償対象であった。

第1条 被追放者

- (1) 被追放者とは、ドイツ国籍保持者あるいはドイツ民族帰属保持者として、差し当たり外国の行政下にある東方領土に、または1937年12月31日時点でのドイツ帝国国境の外部にある領土において居住地を持ち、その居住地を第二次大戦と関連して追放の結果、特に駆逐や避難により失った者のことである。いくつかの居住地がある場合には、その当事者の個人としての生活状況に決定的であった居住地でなければならない。戦争のために、第1文で示された領土に居住地を移住した場合に関しては、その者が戦争の後この領土に継続的に定住しようとしていたという事情においてのみ被追放者である。
- (2) 被追放者とは（また）、ドイツの国籍保持者あるいはドイツ民族帰属保持者として、以下のような者である。
1. 1933年1月30日以後、政治的信念、人種、信仰、世界観を理由にその者を脅かしたり、その者に対して行使された国民社会主義の暴力措置の故に、第1段落で示された領土を去り、ドイツ帝国外部に居住地を得た者。
 2. 第二次大戦中締結された国家間条約を理由にドイツ外部の領土から移住させられた者、あるいは同時期にドイツの行政機関の措置を理由に、ドイツ陸軍に占領された領土から移住させられた者。（移住者Umsiedler）
 3. 全般的な追放措置が終結したあと、差し当たり外国の行政下にあるドイツ東方領土、ダンツィヒ、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、ソヴィエト連邦、ポーランド、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア、あるいはアルバニアを離れた（または離れる）者。ただし1945年5月8日以後に初めてここの領土に居住地を定めた者を除外する。（アウスジードラー）
 4. 居住地は持たないが、第1段落に示した領土に継続的に仕事あるいは職業を営んでいて、追放の結果その活動をやめざるを得なかった者。
- (3) 被追放者とはまた、自らはドイツ国籍保持者あるいはドイツ民族帰属保持者ではないが、被追放者の配偶者として第1段落に示された領域において居住地を失った者を言う。（BGBl 22/1953）（引用部分の下線は引用者によるもの。以下同様。）

「アウスジードラー」という概念が最初に登場するのはここである（(2) 3）。それによれば、アウスジードラーとは「被追放者」の下位概念なのである。ただし、直接「追放」が行われていた時期にそれを経験した人々のことではない。実質的に「追放」が終わった1950年以後に、「追放」が行われた領域から移住してくる人々のことなのである。被追放者法の第7条で、「追放」以後に生まれた被追放者の子供も被追放者の地位を得られることが規定されているので、アウスジードラーの地位が取得できる者の範囲も、直接の「追放」経験者世代を超えて継承されることになる。

こうして、基本法第116条と被追放者法第1条の規定により、連邦共和国では、東欧に居住する在外ドイツ人を「ドイツ人」として受け入れるアウスジードラー政策が可能になったわけである。

また、この体制は連邦共和国がオーデル＝ナイセ線以东の東欧諸地域に対し、「全ドイツ民族」

の名の下に関わることのできる法的な前提となった。連邦政府は、国内に800万以上も存在する被
追放者の利益を代弁するという立場から、被追放者の保護・援助を任務とする「被追放者省」を設
置し、「追放」の歴史を公式に記録し、被追放者の「故郷権」さえ支持した¹⁴。また、連邦政府は
東方領土を含む「追放」が行なわれた全地域におけるドイツ人に対する「保護義務」をもつものと
された。このように連邦政府は、「追放」という歴史への関わりを立脚点として、オーデル＝ナイ
セ線を越えて東方に広がる「全ドイツ民族」へのコミットメントを続けることになったのである¹⁵。

4. 冷戦下でのアウスジードラー問題

(1) アウスジードラーと反共主義 — 「追放」概念の解釈転換 —

実際の「追放」が終わったとされる1950年以後も、東欧諸国からのアウスジードラーの流れは
続いた。1950年代の段階で、その多くは戦後の「追放」の混乱期に離れ離れになった妻や子供が
連邦共和国にいる夫や親・親類を求めて移住したり、戦後に捕虜や強制労働につかされていた者が
連邦共和国に移住して生活している家族のもとに戻ったりするケースであった。連邦共和国ではそ
れを、ドイツ赤十字の活動を通じて、「家族再会 Familienzusammenführung」という問題の枠組み
において処理していた。しかし東欧の社会主義諸国は、しばしばそのような被追放者家族の「再
会」のために出国を希望するドイツ人の移動を制限した。残留ドイツ人の出国問題は、連邦共和国
とソ連を始めとする東欧社会主義諸国とのあいだの外交交渉のテーマの一つであった。

スターリンの死後、1956年から58年にかけての「雪解け」の時代は、ソ連やポーランドにおい
てドイツ人出国制限を大きく緩和している。それはアウスジードラーの統計に如実に表れている。
例えばポーランドからのアウスジードラーの数は、1955年の860人から1958年の117,550人へと劇
的に増大している。しかし「雪解け」ムードが終わると1960年には7,739人へと激減している（表
1参照）。このようにアウスジードラーの動向は、東欧社会主義国との関係に大きく左右された。

しかし1950年代から60年代にかけて、アウスジードラーそれ自体が政治的な争点になったとい
うケースは余り多くはない。アウスジードラーは毎年、1957年から58年のあいだを除き、ほぼコ
ンスタントに2万人前後来ていたが、それだけが独立して政治的な論争のテーマとされたことはな
かったといってよいであろう。やはりこの時代の東方政策（東欧諸国との外交政策）の主たる問題
は、オーデル＝ナイセ線の承認や被追放者の帰還をめぐるものだった。連邦共和国ではそれらは、
「全ドイツ民族」の「自決権」や「故郷権」の問題、さらには将来のドイツ統一に関する問題の枠
組みの中で議論されていた¹⁶。「ポーランドの行政下に残留するドイツ人」や「追放が行われた領

¹⁴ しかしそのような東欧諸国に対する「全ドイツ」の名による介入は、東欧諸国から「修正主義」「報復主義」の名で批判された。そのようななか連邦政府は、被追放者の「故郷権」を露骨に主張することは、外交的配慮から困難になっていた。詳しくは佐藤（2006）を参照。

¹⁵ なお、オーデル＝ナイセ線は事実上のドイツ国家（ドイツ連邦共和国）の国境線だが、ドイツ連邦共和国がこれを正式の国境線と見なしたのは、1990年になってからである。詳しくは佐藤（2006）第9章を参照。

域に残留するドイツ人」に関する言及はしばしばなされたが、それも「全ドイツ」に関わる諸問題のもとに一括して扱われる傾向が強かった。

しかしヨーロッパの冷戦体制が定着し、ドイツの分裂も既成事実化してくると、当初はあくまで「追放」の直接的な延長で考えられていたアウスジードラーについて、新たな理解の仕方が発生してくる。アウスジードラーは、社会主義圏国から「自由」を求めて連邦共和国に移住を求めるドイツ人として見なされるようになっていくのである。

社会主義諸国に残留したドイツ人は、財産を没収されただけでなく母語を使用する権利も奪われ、ドイツ人であることによって差別されている。しかもドイツ人に対して当然認められている移動の自由も奪われ、出国を申請が却下されることが少なくないばかりか、申請することによって逆に当局からの嫌がらせを受けることもある。そのような自由と権利を奪われた状況。それが「追放」のもたらした帰結であると見なされた。アウスジードラーは、そのような苦境から逃れ、「自由なドイツ」へと移動してくるドイツ人のことであると見なされるようになる。アウスジードラーが、「追放」が事実上終結した後も「被追放者」としての資格で受け入れられ続けたことの背後には、このような冷戦下におけるアウスジードラー理解の転換があった。このような「追放」概念の解釈転換の背景には、当時の連邦共和国の反共主義があったことは間違いない。

戦争直後から連邦共和国では、「追放」の非人道性や法的不当性が繰り返し問題にされてきた。被追放者に対する積極的な支援や保護政策も、そのことと関係していた。しかし今や、社会主義諸国における残留ドイツ人の「人間的苦境」(BT-Ds 3/2807)が、「追放」がもたらした「ドイツ人の運命」と見なされるようになった¹⁷。例えば、次のようなラインホルト・レースの発言は、こうした冷戦期のアウスジードラー観をよく表わしている¹⁸。

[東方領土]でのドイツ人たちは、外国にいる囚人なのです。その国家は彼らの土地を占拠し、何年にも渡って彼らの言語を、彼らにとってそこでドイツ人でいられる唯一のものである言語を、話すことを禁じているのです。ドイツ人アウスジードラーがドイツ語で歓迎の言葉を聞いたとき、どれほど筆舌に尽くしがたい感動でいるかを、一度でも見た人ならば、そこで生活する人々にとって、同じ民族から励ましの言葉を聞くことがどのような意味を持つかがわかるでしょう。(BT 5/160: 8355)

¹⁶ 1960年代前半頃まで、「全ドイツの統一」と言えば、「1937年時点のドイツ」の国境線における統一が一般には意味されていた。ここにはオーデル＝ナイセ以東の東方領土が含まれている。詳しくは佐藤(2006)第3章を参照。

¹⁷ この時代、東欧に残留するドイツ人について集中的に言及した数少ない議会文書として、「ヤークシュ文書」がある。これは、連邦議会外務委員会に設置されたヴェンツェル・ヤークシュを座長とする「ヤークシュ小委員会」が、1961年6月に連邦議会に提出した、東欧諸国の国交正常化に向けての諸問題に関する報告書(通称「ヤークシュ報告」)である(BT-Ds 3/2807)。この報告書は、社会主義諸国との外交関係を結ぶことに余って、残留ドイツ人の状況は改善されるだろうと論じている。ヤークシュは、被追放者連盟の代表であり、社会民主党所属の議員であった。詳しくは佐藤(2006)第4章を参照。

¹⁸ 1968年3月14日の連邦議会より。ここで発言しているライホルト・レースは、当時の被追放者連盟の会長で社会民主党の議員であった。

(2) 「新東方政策」とアウスジードラー問題

1969年10月にブランド政権が誕生し、いわゆる「新東方政策」が進められていく中、アウスジードラー問題のとらえられ方はさらに変化していく。そのきっかけは、ブランド政権がポーランドとのワルシャワ条約に向けての外交交渉の中で、残留ドイツ人の出国の自由に関する問題を「人道的問題」としてとりあげるようになったことにある。ワルシャワ条約は、連邦共和国建国以来の東方政策上の大問題だったオーデル=ナイセ線を承認するというものだった。ブランド政権は、この条約が連邦共和国のポーランドに対する一方的譲歩であるという批判をかわすため、この「人道的問題」における「成果」を国境線承認の代価として提示しようとしたのである（Bingen 1998: 142）。野党に回ったキリスト教民主／社会同盟の主流派は、オーデル=ナイセ線の承認に強く反発していた。また与党の社会民主党と自由民主党の中にも、この国境線を認めることに反対する勢力が存在していた。そのため、オーデル=ナイセ線承認を規定したワルシャワ条約を連邦議会で批准するには、野党の一部穏健派の支持を取り付ける必要があった。そのような中、アウスジードラー問題でのポーランドからの譲歩は、ワルシャワ条約交渉の双方向性を示す一つの有効な材料を提供しえたのである。

外務大臣のヴァルター・シェールは、ワルシャワ条約締結直前の1970年12月3日の『シュトゥットガルト新聞』への寄稿の中で、次のように書いている。

ポーランド側が、われわれにとって決定的に重要な人間的負担軽減に関する領域において譲歩する用意があることに、十分な確証を得ない限り、われわれはこの条約を締結することにはならない。この問題は最初からワルシャワ交渉の重要なテーマなのである。（Bingen 1998: 142における引用）

シェールは、その「人間的負担軽減」として、残留ドイツ人の「家族再会」の問題とともに、ポーランドにおける彼らの「民族集団権」の問題あげる。後者の問題での成果を得ることは现阶段では難しいが、前者の問題に関しては成果をあげることができた。そうシェールは論じている。

その「成果」の具体的現われが、ポーランド政府が公表した『人道的問題（家族再会問題）の解決に関するポーランド人民共和国政府からドイツ連邦政府に対する情報』（通称『情報』）という文書である。この文書は、ワルシャワ政府がポーランド国内に「ドイツの民族帰属」を持った人々が「若干の数eine gewisse Zahl」存在し、彼らがその民族帰属ゆえに出国を希望していること、そしてドイツへの出国を許可できる基準にかなうドイツ人が「数万人einige Zehntausend」存在することを認めている。そして、全体として、ポーランド政府がドイツ人の出国について前向きな姿勢を示したものであった（DDF 6: 543）。これは、ポーランド政府がそれまで国内のドイツ民族の存在を否定してきたことに比べると、大きな変化であった。

だが、このような外交交渉の経緯は、かえって反対派からの批判の材料を提供してしまうことになる¹⁹。条約反対派は、この『情報』に記された出国許可の基準に適合するドイツ人の数をとりあげた。『情報』には「数万」だったが、長らくアウスジードラーの出国事業に関わってきたドイツ

赤十字の調査によれば、ポーランドから出国を希望しているドイツ人の数は28万人とされていたからである（Miszczyk 1993: 81-83）。さらにポーランドに住む残留ドイツ人の総数はさらに多いものとされていた。反対派はこの数字のギャップを問題にした。ポーランド政府は、ドイツ人の数を低く見積もることにより、ドイツ人の出国の自由を依然として制限しているものと解釈されたのである。

例えば、エアリッヒ・メンデは次のように述べている。この政治家は、オーバーシュレージエン出身の被追放者であり、シェールの前の自由民主党の党首でありながら、ブランド政権の東方政策に反対してキリスト教民主同盟に移籍していた。

ドイツとポーランドとの条約とその交渉における文書、それはわれわれの手元にあるものですが、この文書においては移住を申請するであろう人間は数万人と述べられています。しかしこの期間、約30万人が確認されたのです。ドイツおよび国際的な観察者の推計に寄れば、シュレージエン、東プロイセン、ポンメルン、西プロイセンには、ドイツ民族であると信じている人間がおよそ150万にいます。……ここで問われるのは次の問題です。連邦政府は、ドイツ東方領土において移住の許可を得られない人々

（キリスト教民主／社会同盟からの野次：嫌がらせだ！）

よって統治に留まらなければならない人々に対する配慮や保護の義務に関し、いかに対処するのでしょうか。（BT 6/172: 9988-9989）

このようにアウスジードラー問題は、ワルシャワ条約締結・批准をめぐる政治過程の中で、オーデル＝ナイセ線承認を進める連邦政府と与党に対する批判の材料として取り上げられるようになるのである。

ブランド政権が進める「新東方政策」は、オーデル＝ナイセ線の承認をめぐる国内の世論を二分することになった。一方はブランド政権を支持し、社会主義国との関係を正常化し、ポーランドの西側国境を認めていこうという左派・リベラル的立場である。もう一つは、それに反対する立場である。キリスト教民主同盟／社会同盟を中心とする保守派は、被追放者からなる諸団体（被追放者連盟のもとに糾合されている）の支持を受けつつ、ブランド政権の東方政策と鋭く対立するようになった。そしてアウスジードラー問題は、この国内の党派対立の中で、一つの政治的テーマとして浮上したのである。

¹⁹「新東方政策」をきっかけに、東方領土問題をめぐる争点は、単に国境線問題プロパーだけでなく、アウスジードラー問題、残留ドイツ人問題、被追放者の権利問題などの、国境線の設定・変更に伴う「属人的」な問題へと分化した。詳しくは佐藤（2006）第6章、第7章を参照せよ。

(3) ワルシャワ条約以後のアウスジードラー問題

1970年12月のワルシャワ条約締結の直後、予想されていたようにポーランドからのアウスジードラーの数は急激に増大した。1970年には5624人であったものが、その1年後の1971年には25,241人と5倍に増大した。しかしその後、ワルシャワ条約の連邦議会批准にあわせたかのようにアウスジードラーの数は減少の一途をたどった。1971年には13,482人、1973年には8,903人、1974年には7,825人となった。

このような、あまりに恣意的なアウスジードラーの数の減少は、国境承認に消極的な保守派からは格好の批判の材料となった。例えば、キリスト教民主同盟／民主同盟の議員団長カール・カルステンスは、以下のようにアウスジードラー問題をとりあげた。

そこ [=ポーランド政府の行政下] に生活するドイツ人で15回も出国申請を行い、毎回拒否されているケースがいくつもあるということです。さらに悪いことには、移住の申請をした人たちの多くが、申請を出した後彼らや彼らの家族がすぐさま嫌がらせにあっているのです。正しく理解された緊張緩和の一部として、ポーランドにいるドイツ人の人間的負担緩和や自由がいっそう実現されることを、われわれは緊急に望むものです。(1973年9月13日、BT 7/48: 2748)

1956年から1970年までの間、年平均2万2千人のドイツ人アウスジードラーがポーランドからドイツ連邦共和国に来ていました。1974年は6000人になるでしょう。

(ドレッカー議員 (キリスト教民主同盟) : 信じられないことだ!)

そして現在、連邦政府はアウスジードラー問題をポーランドの補償要求との取引材料と見なしているのです。……皆さん、1970年のワルシャワ条約でオーデル＝ナイセ線に関するポーランドの要求に応じておきながら、そのための唯一の条件であるポーランドからのドイツ人の移住 *Aussiedlung* を実際に期待できるだけ保証することのできない政治とは、いったいなんなのでしょう。 (1974年11月6日、BT 7/127: 8533)

このように当時のドイツでは、アウスジードラーを単なる移民の問題ではなく、ポーランドに残留するドイツ人（彼らは在外ドイツ人ではあるが、連邦共和国の国内法の立場から見ればドイツ国籍保持者である）の自由や権利の問題として捉える議論が一般的であった。つまり、アウスジードラー問題は「ドイツ人」の権利にかかわる問題であった。この段階において、アウスジードラーが、例えば当時発生していた外国人労働者（ガストアルバイター）と同列に論じられるというケースは見られなかった。保守政党や被追放者諸団体が問題としていたのは、アウスジードラーの数の低下であって、それがポーランド残留ドイツ人の権利を保護する立場にある連邦共和国が、その義務を果たしていないということ、すなわち連邦政府の東方政策の失策の指標として理解されたのである（上の引用では、アウスジードラーがポーランドの戦争被害への補償要求への取引材料として用いられていることが批判されている）。

ブランドの後を継いだヘルムート・シュミットは、このような批判を回避するために、1975年の協定でポーランドにドイツ人出国許可に関する合意を、経済支援とセットで認めさせることになる。東方領土に対するドイツの権利要求に対して一貫して冷淡だったシュミットでさえ、アウスジードラー問題に関する保守派からの批判には答えざるを得なかったのである。1975年のドイツ＝ポーランド協定に付随して作成された『出国関連文書』では、ポーランド政府が四年間で12万人から12万5千人の出国者を許可するとされていた（DDF 8: 452-453）。この数字は、ドイツ赤十字の28万よりは少ないものの、出国許可の可能性のあるものが「数万人」としていた1970年の『情報』と比べると、大きな前進であった²⁰。連邦政府は、ドイツ赤十字の出している数字とのギャップについても、この後のポーランドとの関係改善の中で解決できる問題であるという立場をとった。外務大臣のハンス＝ディートリッヒ・ゲンシャーは連邦参議院で、政府にとってのアウスジードラー問題の重要性を次のように強調した。

ドイツ赤十字の資料によれば、少なくとも28万人のドイツ人がまだドイツ連邦共和国への出国を希望しています。連邦政府の確信するところによれば、この問題についての安定的な規定が、ドイツ＝ポーランドの関係の長期にわたる良い形態のための重要な前提になります。それゆえ、連邦政府が過去にも常に出国者数の増大に努力し、申請者に対する不利な扱いに対して抗議してきたことは当然でしょう。それゆえ、連邦政府が近年ポーランド政府と両国の関係の永続的な改善をめぐって交渉してきた際、この問題はわれわれの努力の中核に位置するものでした。（BR 425: 310）

実際に、この協定以後、ポーランドからのアウスジードラーの数は顕著に増大し、1976年には29,364人、その後も1987年まで毎年2万から3万人のアウスジードラーが連邦共和国に移住してきたのである。

5. アウスジードラーの終結へ 向けて

——東欧の民主化とドイツ「再統一」のインパクト——

前節で述べたように、冷戦下において、法的には「被追放者」の下位概念として規定されたアウスジードラーは、社会主義圏での非民主的で抑圧的な政治体制の犠牲者と見なされるようになった。

²⁰ この協定ではまた、連邦政府がポーランドに対し、3年間で10億円の融資を2.5%の利率で行なうことも合意された。野党は、アウスジードラー問題を経済融資と結びつけることに対し、「人道的問題」を経済取引の対象としているとして批判した。しかし、このように社会主義国がドイツ人アウスジードラーの出国許可を経済援助を引き出す取引材料とした例はこれだけではない。ルーマニアとの間には、よりに露骨な「人身売買」的合意を結んでいる。1978年、連邦政府はルーマニアと協定を結び、ルーマニアが毎年12200人のアウスジードラーの出国を許可する代わりに、一人当たり8000ドイツマルクの支払いを約束したのである（Wagner 2000: 137）

そして1970年代以後、アウスジードラー問題は東方政策の改善度をはかるバロメーターとしてテーマ化された。野党は連邦政府の東方政策を批判する材料として、与党は政府の東方政策の成功を証明する材料として、それぞれアウスジードラー問題をとりあげた。その中で一貫して前提にされていたことは、社会主義圏に残留したドイツ人が経験している「人間的苦境」や「人道上の問題」が戦争直後の「追放」の帰結であり、彼らの生活状況を改善することは連邦政府の義務であるとする考え方であった。

しかしアウスジードラー問題は、1980年代末から始まる東欧の民主化、社会主義体制の解体、ドイツの「再統一」という大きな政治・社会変動の中で、再びその意味を大きく変化させる。そして、1990年代に入ると、アウスジードラーという地位そのものが終結に向かうことが確実となったのである。ここではその過程を、①1980年代後半の社会主義圏民主化に伴うアウスジードラーの急増、②社会主義圏の解体とドイツ「再統一」がアウスジードラーの意味にもたらしたインパクトという二つの段階に分けて考察する。

(1) 東欧の民主化とアウスジードラーの急増

1988年以後のアウスジードラーの急増は、おそらく誰もが予期しえぬものであった。その予想外の急増は、それまでは一般的な世論や政治の場ではあまり注目されてこなかったアウスジードラーに対する関心を著しく高めた。

しかし当時、増大したのはアウスジードラーだけではなかった。社会主義圏からの庇護権請求者の数も増大した。その中で、すでに連邦共和国国内に在住していた外国人労働者とともに、アウスジードラーは同じ「移民」の枠組みで捉えられるようになる。

「移民問題」の枠組みの中で見ると、アウスジードラーは際立った存在であった。彼らがその「民族帰属」を証明できれば、単に「ドイツ人」として国籍を自動的に付与されるというだけではない。住宅援助、職業支援、言語教育、年金支払など、他の移民よりも手厚い社会的援助を得ることができたのである（IDDO 7/1989）。連邦政府はアウスジードラーの受け入れと統合を「国民的な義務」であるとして、その援助政策のための財源を増額した。しかしそれは、急増するアウスジードラーは、州政府と連邦政府にとって、極めて高いコストの負担を強いることになった。その結果、アウスジードラーの「エスニック」な特権それ自体が問題視されるようになってきた²¹。

エスニックな基準でアウスジードラーを特別扱いはすることは、単に人権と言う普遍的基準から見て公正性を欠き、世論からの批判を買ったばかりではない²²。「ドイツ人の下でのドイツ人」として生活することを求めてやってくるアウスジードラーたちが表象する「ドイツ民族Deutschtum」概念は、すでに「克服」されたはずのナチス時代の、「フェルキッシュ」な民族政策を想起させるものでもあった（Bade 1994: 161）。しかも、アウスジードラーが実際には十分なドイツ語力を持

²¹ ミュンツとオーリガーは、「1988年以前、アウスジードラーは西ドイツの政治、社会、世論からほとんど注目されてこなかった。しかし1988年からの大量移住は、エスニックな特権をもった移民に関する論争へとつながった」と述べている（Münz und Ohliger 2001: 383）。

たず、文化的には他の外国人移民とほとんど変わらなかったこと（彼らはしばしば「ロシア人」「ポーランド人」と見なされ、庇護権請求者と同じく、ネオナチ的極右排外主義の攻撃の対象にすらなっていた）は、その「民族帰属」による認定基準の虚構性を浮き彫りにしていた。アウスジードラーは結局、「経済難民」と変わらないだろうということで、「フォルクスヴァーゲンドイツ人 Volkswagendeutsche」という揶揄も使われた。

アウスジードラーとナチス民族政策との連想は、アウスジードラー（特にポーランドからの）の「民族帰属」地位認定の実務手続きにおいて、実際にナチス時代の記録が頻繁に用いられたこととも関係していた。ナチス占領時代のポーランドでは、集団帰化政策の際「民族リスト Volksliste」が作成され、4つに分類して「ドイツ民族」が登録されていた。その「第3類」には「ドイツ化可能」とされた多くのポーランド人が登録されていた²³。戦後ポーランド人として問題なく生活していたこれら元「第3類」のポーランド人たちが、1980年代後半に自分たちのドイツ民族帰属を主張して、アウスジードラーの申請を行ったのである。ナチス時代の「第3類」の登録は、彼らの民族帰属を証明する有力な証拠となった（S 52/1989: 50-58, 1989年12月25日）²⁴。彼らはその「民族帰属」を証明できれば、「基本法の意味でのドイツ人」とであると認定され、ドイツ国籍を取得できることになるわけである。

このようなナチス時代の文書や記録の利用は、しばしばメディアでスキャンラダラスに報道された。例えば週刊誌『シュピーゲル』は、「ナチス時代の記録は、[アウスジードラー]申請者、官庁、裁判所が疑いもなく利用する、あまりにも価値の高い文書になっている」と述べ、あるポーランドからのアウスジードラー申請者が、「SSの嫁として相応しくない」と記したナチス時代の書類が見つかったために、申請が許可されなかった例をレポートしている（S 43/1989: 103-108, 1989年10

²² 『シュピーゲル』誌は次のような報道をしている。

アウグスブルクの社会局係官のジークハルト・シュラム（社会民主党）は、「このような何十億もつぎ込まれた特権が世論からの恨みを買ってる」のだから、連邦政府は「アウスジードラーにかえて迷惑をかかている」のだと非難している。シュラムは言う「われわれは全ての必要な人々に好都合な住宅を必要としているのであって、特定の集団にだけそれを必要としているのではない。」（S 34/1988: 58, 1988年8月22日）

²³ これは、元来ドイツ民族だったが長いポーランド化の結果ほとんどポーランド化したドイツ人という意味であり、よって「再ドイツ化」も可能であるという意味である。なお、この「民族リスト」は、第1類は「戦前にドイツ民族への帰属を積極的に公言していた者」、第2類は「積極的な民族的ドイツ人ではないがドイツ民族を明白に保持していた者」、第3類は「ポーランド民族とのつながりを持ったドイツ起源の人間で、ドイツ民族に再帰させる前提のある者」、第4類は「ポーランド民族に吸収されドイツ人に敵対的だった者」の4種の「ドイツ民族」概念から構成されていた（Urban 2000: 22）。通過収容所における行政手続上の「ガイドライン」にも、ポーランド東部からのアウスジードラーの「民族帰属」の基準の一つとして、「民族リスト」の登録があげられている（Liesner 1988: 71）。

²⁴ 集団帰化政策により、彼らには「取り消し中の国籍 Staatsangehörigkeit auf Widerruf」が与えられていた。戦後ポーランド国籍を得た彼らは、すでにナチス時代の「取り消し中の国籍」を失ってはいたが、民族帰属の証拠としては有力と見なされたわけである。

月23日)。このような報道は、アウスジードラーとナチス時代の民族概念との連想を強め、結果として一般世論のアウスジードラーへの懐疑を強めるものであった。

そのような中で、のアウスジードラー受け入れ政策に対し批判的な意見が広がった。特に社会民主党が政権を握る州政府からは、アウスジードラーを制限すべきという声が上がっていた。その理由の大きなものは財政問題、住宅問題、労働問題などであったが、アウスジードラー政策がナチス時代の民族政策を想起させるというシンボリックな面がもつ意味も少なくなかった。しばしばアウスジードラー政策は、ナチス時代の「帝国への帰還 Heim ins Reich」政策の再来と見なされたのである。

例えば、ザールラントの州政府首相であり、社会民主党の中では左派として知られるオスカー・ラフォンテーヌ（現在は「左派党」の代表）は、「ドイツ民族妄想 Deutschtümelei」という言葉を用いてアウスジードラー政策を批判している。そのようなラフォンテーヌの批判は、アウスジードラーに対する「差別的」で「デマゴグ的」な言辭として連邦議会でも問題にされている。そこでラフォンテーヌは、次のように弁明する（1988年10月26日の連邦議会）。

連邦共和国で外国人嫌いを掻き立てようとするものは、ドイツ語を話せもしないアウスジードラーに対する躊躇感を強めてもいるのです。これは、一方で外国人嫌いの波をうまく利用できると考え、また同時にアウスジードラーの移住に向けて強力な宣伝をしようとしているものにとっては、ディレンマなのです。……隣人愛への義務ないし連帯、あるいは禁じられた制限のない啓蒙思想の遺産の有効性を認めることによってのみ、このディレンマから脱却することができます。人道性 Menschlichkeit への義務が先ず最初になければなりません。それは不可分なもので、隣人愛への義務と同じく、古き国家機構の境界によって制限されるものではないのです。最近私は、このことについて何度もはっきりさせてきましたし、誇張されたドイツ民族妄想——『デューデン』の辞書によれば、「ドイツ民族 Deutschtum の押し付けがましい強調」なのだそうですが——について警告を発してきたのです。人間としてのわが隣人 unsere Mitmenschen のための援助対策は、その隣人がわれわれの援助をどれだけ必要としているのかに応じて行っていかなければならない。私はそう主張してきました。（BT 11/102: 7005）

それに対し、当時の政権与党であるキリスト教民主同盟のゲルスターは「ドイツ人アウスジードラーは、基本法第16条の意味においてドイツ人なのであり、無条件でドイツ国民なのです」（Ibid.: 7004）と述べ、ドイツ人、ドイツ国民としての基本的権利は保障されるべきであると主張している。そして、庇護権請求者とアウスジードラーを同列に論じるのは誤りであることを強調した。

政府や与党（特に保守のキリスト教民主同盟、キリスト教社会同盟）はアウスジードラー政策を維持するため、第二次大戦と「追放」がドイツ人にもたらした被害を指摘し、「追放」の影響をいまだに被っているアウスジードラーを保護するのは「ドイツの義務」であるという立場を堅持した。しかし、アウスジードラー政策の時代錯誤性は広く世論で認知されるようになり、政治家や専門家の

間では、アウスジードラーの制限のみならず、その基盤となっている戦後の被追放者の受け入れ体制それ自体を見直すべきだと言う声も高まっていった²⁵。

(2) 社会主義圏の解体と「戦後時代」の終結

社会主義圏の解体はアウスジードラーをめぐる状況に大きな変化をもたらした。それまでアウスジードラー受け入れの前提であった社会主義圏の自由や権利の抑圧という状況が解消したのである。連邦共和国では、そのような社会主義圏の「人間的苦境」を「追放圧力Vertreibungsdruck」²⁶が継続しているものととらえ、その前提の下で、アウスジードラーの認定基準としてあえて「被追放者」であることの証明を求めるとしてこなかった。社会主義圏で生活しているということが、自動的に「追放圧力」の下にあるものとみなされた。しかし社会主義圏の自由化・民主化の展開は、「追放圧力」というそれまでのアウスジードラー受け入れの自明の前提を揺るがすことになった。そうすると、アウスジードラーの受け入れを続ける必然性も揺らいでくることになる。

社会主義圏の解体にともなう「追放圧力」解消は、しばしば「戦後時代 Nachkriegszeitの終結」とみなされた。「戦後時代」とは、「戦争の帰結 Kriegsfolgen」としての「追放」の圧力が継続された時代であった。今やその圧力が急激に消滅の方向に向かいつつある。そのような中、被追放者受け入れを規定してきた連邦被追放者法を改正しようというこのような動きが促進されることになる。

ベルリンの壁が崩壊してから数ヵ月後の1990年初めには、早くも当時野党の立場にあった社会民主党の側で、「被追放者」という地位の付与を終わらせるべく連邦被追放者法を改正すべきという主張が高まってきた。1990年1月には連邦議会で「被追放者の地位の新規付与を終わらせる」ための法律案が社会民主党から提出された。この提案は否決されている（BT-Ds 11/631; BT 11/197）。だが連邦政府も、東欧における政治変動が、もはやこれまで同様にアウスジードラー概念を維持し得なくなっていることは認識していた。政府はアウスジードラー受け入れの手続き変更に関して規定した「アウスジードラー受け入れ法」²⁷を提出したが（1990年4月25日連邦議会可決）、興味深いのはその法案に書かれた「根拠」の中で、東欧での政治的変化が、「追放圧力」を和らげていることを明確に認めていることである。これは、アウスジードラー概念終止へ向けての一つの転換点になっている。

²⁵ 『シュピーゲル』誌は、次のように被追放者法を問題視している。

〔民族帰属ゆえに受け入れると言う〕被追放者法の基本は、ハンブルクの国家法教授ヘルムート・リットシュティークによればナチス時代の民族政策の継続であり、それが東方からの貧しい難民の流入の原因になっている。フィクション抜きで言えば、仮にアウスジードラーが今日でもなお、祖父母のドイツ民族への帰属意識ゆえに故郷から追放されているとしても、彼らはこの地では哀れな庇護権請求者の法的地位しか持たないはずである。（S 3/1990: 79, 1990年1月15日）

²⁶ 「追放圧力」という概念は、アウスジードラー受け入れの行政手続き上一般に用いられた概念で、行政裁判所の判決文などにも用いられている（Liesner 1988: 97-107）。

²⁷ この法律は、アウスジードラーがその出身地でアウスジードラー申請を行うことを可能にした法律である。

アウスジードラーの出身地域Aussiedlungsgebieteにおける変化した実状は、連邦被追放者法の意味でのアウスジードラーの数を減少させている。一般に言って、ハンガリーやユーゴスラビアからのドイツ国籍保持者、ドイツ民族籍保持者においては、もはや追放圧力を受けていない。彼らはそこで、マイノリティとしての権利を保持しているか、何年も前からその国を離れることが可能であった [=つまり出国の自由が何年も前から保証されていたという意味] かのどちらかである。(BR-Ds 222/90)

ここで連邦政府は、ハンガリーとユーゴスラビアには、もはや「追放圧力」が存在していないことを認めた。この法案の審議の過程で、社会民主党議員は、この点に関する連邦政府の態度の変化を評価しつつも、まだ不足があるとして批判している。同党のヘンマーレは、以下のように述べる。

法案の根拠の中で、連邦政府は、ハンガリーとユーゴスラヴィアではもはや追放圧力はないと確言しています。それは、連邦被追放者法に述べられている他の国、特にポーランドとチェコスロヴァキアにも当てはまります。それゆえわれわれは、連邦被追放者法を終わらせるという [従来の] 提案を堅持します。あなた方の提案は第一歩に過ぎないものです。(BT 11/206: 16192)

「被追放者」という地位で特権的な移民として入国してくるアウスジードラーという存在に、なるべく早く終止符を打ちたい社会民主党議員と、制限を加えつつもアウスジードラーという地位は保持したい政府与党の立場とが対立していることが、ここに示されている。

ドイツが統一を果たした後、1991年の2月1日の連邦議会では、社会民主党のペンナーは、連邦被追放者法に加え、被追放者という地位の究極の根拠となっている基本法第116条の改訂にまで触れるようになる。

第一に、基本法116条は、ドイツ連邦共和国の国家領土に限定されます。第二に、地位上のドイツ人 [=本論文3(1)参照] の概念は削除されます。……第四に、被追放者法は、被追放者の地位を、これまで連邦共和国領域内に移住することが不可能であった民族帰属保持者だけに付与されるべく限定すべく改訂されます。(BT 12/7: 232)

社会民主党の考えは、被追放者の地位は(つまり今後のアウスジードラーは)、これまで移動の自由が認められていなかった一部の民族帰属保持者を例外として、原則的に廃止していくというものであった。それに対し、内務大臣でキリスト教民主同盟の有力政治家であるショイブレは、次のように反論している。

連立政権では、基本法第116条には改訂を加えないということを決めました。……われわれが特別な義務を負っている全ドイツ人に対して扉は開いておきます。(Ibid: 231)

「被追放者」が言及されている基本法第116条は、戦争と「追放」に由来する「全ドイツ人」に対する連邦共和国の「特別の義務」を保持するために、残しておく必要があるとショイブレは述べる。これは保守派に典型的なアウスジードラーの解釈である。

だが、被追放者法の改訂は、もはや時間の問題となっていた²⁸。政府と与党にとっても、アウスジードラー政策をこれまでのように続行できないことは明らかだった。問題は、アウスジードラー政策にどのような形で「終止符」を打つのかであった。

被追放者法の根本的改訂は、1992年11月に可決された法律（「戦争の帰結清算法 Kriegsfolgenbereinigungsgesetz」）によって実現された²⁹。「被追放者」の地位をなるべく削減したい社会民主党に対し、「追放」への言及をなるべく残したいキリスト教民主／社会同盟。多くの法律がそうであるように、この法律もこのような与野党の双方の立場の妥協的形態となっている。結果として、この法律によりアウスジードラーの終結への道は確実にになったが、アウスジードラー受け入れそれ自体は継続されるというものとなった。しかし「アウスジードラー」の法的地位は大きく変わった。

1993年1月から施行されたこの法律により、これまでの「アウスジードラー」は停止され、代わって新たに「遅発アウスジードラーSpätaussiedler」なる概念が公式に導入された。法律施行以後のアウスジードラーは、原則的に「遅発アウスジードラー」として入国してくるものとなった。さらに、その「遅発アウスジードラー」の地位も、1993年1月1日以後に生まれた者には適用されないこととなった。これにより、長期的に見れば、アウスジードラーという地位そのものに終止符が打たれたことになる。同法提案の際の「根拠」には、この法律が「戦後時代の終わり」を意味することが明言されている。

ドイツ統一の実現とともに、ドイツとポーランドの国境の国際法的確定とともに、そして四カ国とポーランドとの条約とともに、戦後時代は終わりを迎えた。このことはポーランド共和国、旧ソ連の共和国、その他の中東欧諸国に住むドイツ国籍保持者、ドイツ民族帰属保持者の受け入れを、変化した現状を考慮に入れた法的基礎の上に置くという目的に向けて修正することを必要にしている。そこで次のことを考慮に入れなければならない。これらの諸国には依然として何百万ものドイツ人が生活しており、その生活の基礎は第二次大戦の最中およびその結果、暴力的な移住、追放政策、離散と抑圧により破壊され

²⁸ 連邦参議院では、連邦政府が被追放者法の改訂に躊躇していることを非難する決議も採択されている。1991年12月19日の決議文は次のようになっていた。

連邦政府は、戦争の帰結終結法の中で、アウスジードラーの特権的な移住を、戦後の終結と追放圧力の消滅の後、まもなく終結させるための規定に至らなければならないことに、明らかに困難を抱いている。連邦参議院は、そうした規定を、将来の移民政策の中へと取り込むためにも喫緊に必要であると考え。 (BR-Ds 754/91)

²⁹ 以下、この法律の理解に関しては、(Juncker 2001) (Delfs 1993) (Wolf 1993: 4-20) (DOD 3/36, 1993: 1-2) を参照した。また改訂連邦被追放者法の法律文は www.juris.de から採ることができる。

その帰結は現在の社会的・国家的な構造の変化によってもなお乗り越えられてはいないということ。これらのドイツ人たちに対し、ドイツ連邦共和国は引き続き特別な義務を担っている。(BT-Ds 12/3212: 19)

この文は「戦後時代の終わり」とともに、「追放」の帰結が依然として消滅してはいないこともまた明言している。そして、連邦共和国は引き続きアウスジードラーを「遅発アウスジードラー」として受け入れることとなる。だが遅発アウスジードラー（連邦被追放者法第4条での規定）は被追放者の下位概念としてのアウスジードラー（同第1条（2）3）ではもはやない。大きな違いは、旧ソ連地域以外から来る者は、必ず「ドイツ民族帰属が理由で不利に扱われた」ことの証明を、自ら示さなければならないということである。かつてのような、集合的な「追放圧力の継続」の存在は、旧ソ連地域のみ認められていた。このような法規定の改訂は、当然旧ソ連以外の地域からのアウスジードラーの流入を、大幅に減少させる結果となる。

この法律をきっかけに、アウスジードラーの数は顕著な減少に向かう。この法律が施行される前に、与野党で年間のアウスジードラーの受け入れ人数を約20万人と決めたことも大きかった。

その後1996年から、「民族帰属」の証明としてのドイツ語テストの導入があり、アウスジードラーの数は益々減少の一途をたどった。2000年には、ドイツ語テスト受験者の約半分が不合格になってアウスジードラーの資格を得られなくなっている³⁰。こうして、2000年には約9万5千人いたアウスジードラーも、2005年には3万5千強にまで減っているのである。

このようにアウスジードラー受け入れは、終止符に向けて軟着陸していくように見える。振り返ってみれば、アウスジードラー受け入れの起源は戦後東欧ドイツ人の「追放」にあった。「追放」とアウスジードラーの大量流入は、人口学的な意味で東欧在外ドイツ人の大民族移動（暴力や強制を伴った）を意味していた³¹。これが、建国以来様々な形で問題になってきた在外ドイツ人問題を「解決」したことになったのだろうか³²。ドイツは、在外同胞問題のない、「西欧」型の、「完結したネーション・ステート」へと変貌したのか。一見そうにも見える。だが、その前にもう一点検討しておかねばならない問題がある。民族マイノリティとしての在外ドイツ人の問題である。

³⁰ 被追放者連盟のHPによる (<http://www.bund-der-vertriebenen.de/infopool/spaetauss2.php3>)。

³¹ 被追放者諸団体のリーダーやそれに近い学者の中には、このドイツ人の強制移住を「民族浄化」という挑発的な語で表現するものもいる。もちろん、ユーゴスラヴィアでの「民族浄化」との連想を意図したものである。だが、その含意はどうあれ、戦後の追放とそれに続くアウスジードラーの移住で、東欧の在外ドイツ人が大規模に「一掃」されたことは確かである。また、現在ドイツでは、「追放」の問題を、より一般的に「純粋な民族国家」形成を目的とした大規模民族移動政策との関連で理解しようという研究も行われている。例えばBeer (2004a) を参照せよ。

³² 実際、戦争末期イギリスの首相チャーチルは、東欧での民族紛争の火種を除去するという観点から、ドイツ人移住政策の必要性を考えていた (Beer 2004)。となると、このチャーチルの目論見は、戦後60年以上たってその結果にたどり着いたと言えるかもしれない。

6. 在外ドイツ人マイノリティの問題

社会主義圏における民主化の動きは、残留するドイツ人マイノリティの生活や権利の状況も向上させた。ドイツ人マイノリティの文化的活動の自由も出てきた。ポーランドのように、それまでドイツ人マイノリティの存在を公的に認めていなかった国でも、その存在が認められるようになった。彼らの西側諸国に対する出国制限も著しく緩和された。そのような中、連邦政府の政治家も、在外ドイツ人との接触をもつ機会も増えていく。また、政府間交渉で、ドイツ人マイノリティの権利問題が取り上げられることも多くなってきた。例えばポーランド政府は、1989年11月に、コールとの会談の中で国内のドイツ人マイノリティの権利保護を約束したのである。ドイツ人マイノリティの権利は、1991年6月に締結されたドイツ＝ポーランド善隣有効協力条約においても規定されることになる³³。

そのような文脈の中で、ドイツ政府は、アウスジードラーの認定条件を制限していくのと並行して、在外ドイツ人マイノリティの現地での生活環境を向上させるための援助活動を政府が行うようになっていく。それはまた、東欧からのアウスジードラー申請者の数を減らすためにも有効と考えられた。このような傾向は、ドイツ「再統一」以後強まっていく。内務省は、入国したアウスジードラーの統合と並び、「出身地である領土において、ドイツ人たちの生活条件を、文化、社会、経済領域における多種多様な施策によって改善し、彼らに継続的な生活の見込みが開けるようにすること」をアウスジードラー政策の政策目標に掲げるようになる（IDDA 18/1990: 1）。また、この政策はヨーロッパにおける「マイノリティの保護Minderheitenschutz」（CSCEや欧州評議会など）の法的枠組みを基礎として目指されるようになっていく。1991年1月30日、第二期政権成立直後、ヘルムート・コール首相は政府声明演説で、「統一されたドイツにとって、民族マイノリティの保護は特別な課題となります」と述べたあと、次のように在外ドイツ人問題をとりあげている。

ここで問題になりますのは——私はこのことをこのことを強調したいのですが——何よりもまずわれわれドイツ人、中央ヨーロッパ、南東ヨーロッパ、そしてソ連に暮らしているドイツ人同胞たちのことなのです。われわれは、彼らが出身国からの出国を唯一の逃げ口とみなしてしまうことを望んではいません。われわれは、彼らが自分が生まれた故郷において、自分たちのために、そして子供たちのために再び安全な将来を見つけ出すことを望んでいるのです。それには、彼らが自分たちの言語、歴史、伝統を守り、自由に宗教活動のできる権利と機会を持つことが、そして彼らの生活環境が改善されることが前提となります。連邦政府は、問題となる諸国との間との二国間協定の中で、この問題を書き込んでいきます。（BT 12/5: 88）

³³ ポーランドとの関係においてドイツ人マイノリティの問題をテーマ化したことの理由の一つは、ドイツ連邦共和国がオーデル＝ナイセ線を国境として最終承認したことである。これにより、それまで国境修正要求の手段として用いられがちだったドイツ人マイノリティ問題が、両国間で以前よりもオープンに論じられるようになったのである。詳しくは佐藤（2006）第9章を参照。

また、前に論じた「戦争の帰結清算法」の「根拠」でも、前に5（2）の項で引用した部分の直後に、以下のような文章が来る。

連邦政府は、アウスジードラー出身地の領土に生活しているドイツ国籍保持者、ドイツ民族帰属保持者を援助し、彼らの文化的を擁護するという目的を、何年も前から追求してきた。彼らは、将来への見込みが開かれるような条件の下で生活できていなければならない。かつての東側ブロック諸国の民主化と経済的変動の過程は、そのような対策を貫徹することを容易にしている。この過程が、その対策を今まで以上の規模で貫徹することを、今初めて可能にしたのである。これらの諸国における経済的変動とドイツ連邦共和国の援助は、ドイツ人マイノリティの生活状況の向上につながることになりうる。それが最終的には、ドイツ連邦共和国へのアウスジードラーの波を終わらせることになるだろう。(BT-Ds 12/3212)

この法案をめぐる連邦議会の討論では、野党の社会民主党議員も「出国移民の原因をできる限り除去する」という観点から、ドイツ人マイノリティに対する援助対策を支持している（BT 12/107: 9147）。つまり、在外ドイツ人マイノリティ援助に関しては、与野党の間で合意がほぼ成立していたのである。

コールが前出の演説の中で述べていたように、連邦政府による東欧のドイツ人マイノリティの援助政策は、東欧諸国との二国間条約で規定され、ドイツ語教育、ドイツ語メディア、企業活動や農業、インフラ整備、医療、ドイツ人団体や集会所などへの資金、人材、技術の援助などが行われるようになる（Wolff 2000: 194-200; Delfs 1993: 9-10）。ポーランド人マイノリティへの援助の金額だけを見ても、1989年には830万ドイツマルクから1994年には3320万ドイツマルクへと急増している（BT-Ds 13/1036）。援助が特に集中していたのが、ロシアにおけるドイツ人マイノリティであった。1996年に東欧のドイツ人マイノリティに対する全支援額の約60%にあたる9千万ドイツマルクが、ロシアのドイツ人マイノリティに支払われていた（Wolff 2000: 197）。1990年代のアウスジードラーの大部分がロシアから来ていることを考えれば、当然の処置であっただろう。

1995年以後、ドイツに流入するアウスジードラーの数は急激に減少していく。1997年に内務省はそれを、ドイツ人マイノリティの現地での生活が定着した結果であるとして歓迎する姿勢を示している（IDDA 88/1997: 2）。アウスジードラーの減少が、政府の在外ドイツ人マイノリティ援助の成果と見なされたのである。

しかしその後、政府からの在外マイノリティへの財政援助からは手を引くようになる。例えば、内務省による在外マイノリティ保護のための費用は、1998年の1億2500万マルク（約7200万ユーロ）から2005年には2100万ユーロへと減額されている（DOD 8/2005）。社会民主党／緑の党政権の方針は、在外マイノリティは、ドイツ文化は維持しつつも現地国家の国民として生活していくべきであるという姿勢であり、内政干渉とも受け取られかねない在外マイノリティ支援からは距離を置こうとしていたように見える。

だが、地域や民間レベルでの在外ドイツ人マイノリティの文化保護活動は続いている。特に最近、ヨーロッパという枠組みにおいて、民族マイノリティの保護が一つのテーマとして浮上ってきている。1993年のEUのいわゆる「コペンハーゲン基準」や、欧州評議会のいくつかの合意文書が、民族マイノリティの保護を規定している。西欧諸国において、このテーマはそれほどの関心を引いていないようだが、EUが東方へと拡大していくのに比例して、民族マイノリティの保護というテーマは、これまで以上に重要なテーマになっていく可能性はある³⁴。

被追放者諸団体は、この在外ドイツ人マイノリティ問題に一貫して積極的な関与を続けてきた。被追放者諸団体はかつてオーデル＝ナイセ線の承認に強硬に反対し、また現在に至るまで「追放」の不正に対して強い非難の声を上げてきた集団であり、「領土修正主義」として批判的に語られることの多い集団である。特にポーランドでの評判は悪い。しかし1990年の国境最終確定の前後から、被追放者諸団体は在外ドイツ人マイノリティ問題を重要な活動の場とし、ポーランドを始めとする東欧諸国の在外ドイツ人との交流を深めつつ、国境を越えた「東方のドイツ」の歴史と記憶（それは彼らの「故郷」の歴史と記憶でもある）を喚起しようとしている（Salzborn 2001）。

また、在外ドイツ人問題と並べて注目すべきは、ドイツ国内での「東方のドイツ」に関する博物館、展示、出版、研究施設などへの援助の増大である。被追放者の「故郷」の文化伝統の保存や学術研究の推進は、連邦被追放者法第96条で規定されたものであり、すでに長い歴史があるが、その援助額は1980年代末から増大し、1982年に年間約400万マルクであったものが、1994年には4700万マルクに増額されている（BT-Ds 12/2311）。社会民主党・緑の党連立政権の下、この「東方のドイツ」の文化保存活動に対する援助も減額される。しかしこの政権は、活動の「専門化」と「ネットワーク」の強化を提案し、特に東プロイセン、シュレージエン、ジーベンビュルゲン等と言った東欧のドイツ人定住地域ごとの文化や歴史を展示した博物館の「強化」に力を入れるとされた（BT-Ds 15/2967）。

現在、アウスジードラーは終結に向かいつつある。だが、在外ドイツ人マイノリティ問題や「東方のドイツ」の文化保存の問題として、「国境を越える民族」としてのドイツのネーションはまだ終結していないのである。アウスジードラーの終止をもってドイツが「西欧」型の、「完結したネーション・ステート」になったと判断するのは、いまだ時期尚早のように思われる³⁵。

³⁴ 現在の在外ドイツ人マイノリティの数について、確定的な数字はない。被追放者連盟の推計では、ロシアに80万、カザフスタンに35万、ポーランドに30万から50万、ハンガリーに20万、ルーマニアに8万、チェコに10万となっている。総計で183万から203万人の在外ドイツ人ということになる（<http://www.bund-der-vertriebenen.de/infopool/dt-minderheiten.php3>）。連邦内務省の推計では、ロシアに70万、カザフスタンに35万、ポーランドに40万、総計で150万から200万人の在外ドイツ人マイノリティが存在するとされている（http://www.bmi.bund.de/cln_012/nn_122688/sid_90F0FFC389894859661FEFFA3E6E569C/Internet/Content/Common/Lexikon/M/Minderheiten_deutsche_Id_19916_de.html）。おそらく彼らの中には状況に応じて機会主義的に民族帰属を変えることのできる人も多いため、数字を正確に確定するのは、事実上困難であろう。

結 語

— 国境を越える「民族」の将来 —

本報告では、アウスジードラー問題が移民問題としてだけでなく、在外ドイツ人問題の一変異として、すなわちドイツの国境を越える「ネーション」問題の枠組みの中で理解する必要があることを論じてきた。そのような枠組みで見ると、アウスジードラー受け入れの終止は、在外ドイツ人問題の消滅ではなく、変容に過ぎないことが分かる。現に連邦共和国は、アウスジードラーの終止に向かう方向性を打ち出すと同時に、在外ドイツ人マイノリティの援助策に乗り出していた。この二つの政策には、不可分のつながりがある。

しかし戦後ドイツ人の「追放」と、その後のアウスジードラーの流れは、ドイツ人の人口学的分布の状態に劇的な変化をもたらしたことも否定できない。戦間期には900万人近くいたドイツ人マイノリティも、現在は150万人にまで減少した。国境を越える「民族」（あるいは、ディアスポラ民族）としてのポテンシャルは、数量的に確実に縮小している。しかしながら、在外ドイツ人マイノリティや「東方のドイツ」文化は、戦後の「追放」の歴史の記憶と共に、依然としてドイツの「ネーション」をめぐる問題の一角をなしている。この国境を越えたドイツの「ネーション」の問題が、周辺諸国・諸民族との対立の火種になるのか、あるいはヨーロッパ諸民族の「架け橋」になるのか（連邦政府や被追放者諸団体は後者の面を強調するのだが）、今後の展開を見ていかなければならない。

追記：この論文は、2006年11月26日に法政大学大学院付置ヨーロッパ研究所の研究報告会で配布した報告資料に大幅な加筆修正を加えたものである。なお、本論文での研究にあたっては、平成18年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））（課題番号：18530406）の援助を受けた。

³⁵ 他方で、フランス型の出生地主義の要素を多く取り入れた1999年のドイツ国籍法改訂は、ドイツが、政治的原理による「西欧型」の「完結したネーション・ステート」に変貌していることを示している。筆者は、それがドイツのネーションの変容の主たる流れであることを否定しない。だがそれと並行して、国境を越えた、「未完結」なネーションの伝統は、今もなお消滅してはいない。

参考文献

(インターネットからの引用・参照は脚注に直接記載した)

【一次資料】

BGBI=*Bundesgesetzblatt* [連邦法律公報]

BR=*Verhandlungen des Deutschen Bundesrates: Stenographische Berichte*, 1.- Sitzung [ドイツ連邦参議院議事録]

BR-Ds=*Verhandlungen des Deutschen Bundesrates: Drucksache*, 1- [ドイツ連邦参議院議事資料]

BT=*Verhandlungen des Deutschen Bundestages: Stenographische Berichte*, 1.- Wahlperiode/1.- Sitzung [ドイツ連邦議会議事録]

BT-Ds=*Verhandlungen des Deutschen Bundestages: Drucksache*, 1.- Wahlperiode/1- [ドイツ連邦議会議事資料]

DOD=*Deutscher Ostdienst* [『ドイツ東方業務』(被追放者連盟の機関紙)]

IDDA=*Info-Dienst Deutsche Aussiedler* [アウスジードラー公報]

RT=*Verhandlungen des Deutschen Reichstages: Stenographische Berichte*, 1.- Wahlperiode/1.- Sitzung [ドイツ帝国議会議事録]

S=*Der Spiegel* [『シュピーゲル』誌]

【資料集】

DDF=*Dokumentation zur Deutschlandfrage*, 1- (1963-) (zusammengestellt von Heinrich Siegler) Bonn-Wien -Zürich: Verlag für Zeitgeschichte

【著作・論文】

Alldeutscher Verband. 1910. *Zwanzig Jahre alld deutscher Arbeit und Kämpfe*. Leipzig: Dietrich'sche Verlagsbuchhandlung.

Bade, Klaus. 1994. *Ausländer - Aussiedler - Asyl: Eine Bestandaufnahme*. München: Beck

Beer, Mathias. 2004. "Die Vertreibung der Deutschen. Ursachen, Ablauf, Folgen," in *Flucht und Vertreibung. Europa zwischen 1939 und 1948* (Mit einer Einleitung von Arno Surminski). Hamburg: Ellert & Richter Verlag

---- (Hg.) 2004a. *Auf dem Weg zum ethnischen reinen Nationalstaat? Europa in Geschichte und Gegenwart*. Tübinge: Attempto Verlag

Bingen, Dieter. 1998. *Die Polenpolitik der Bonner Republik von Adenauer bis Kohl 1949-1991*. Baden-Baden: Nomos Verlagsgesellschaft

Brubaker, Rogers. 1992. *Citizenship and Nationhood in France and Germany*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press (=佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション-国籍形

- 成の比較歴史社会学』明石書店, 2005)
- 1996. *Nationalism Reframed*. Cambridge: Cambridge University Press
- Burleigh, Michael. 1988. *Germany Turns Eastward: A Study of Ostforschung in the Third Reich*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Delfs, Silke. 1993. "Heimatvertriebene, Aussiedler, Spätaussiedler," *Aus Politik und Zeitgeschichte* 48/93
- Fink Carol. 1972. "Defender of Minorities: Germany in the League of Nations," *Central European History*, 4
- Gellner, Ernest. 1983. *Nations and Nationalism*. Oxford: Blackwell [=加藤節訳『民族とナショナリズム』岩波書店, 2000]
- Hasse, Ernst. 1906. *Das Deutsche Reich als Nationalstaat*: München: J.F.Lehmann.
- Herb, Guntram Henrik. 1997. *Under the Map of Germany: Nationalism and Propaganda 1916-1945*. London & New York: Routledge
- Hürter, Johannes. 2006. "Nationalsozialistische Besatzungsregime und rassischer Vernichtungskrieg im Osten," in Stiftung Haus der Geschichte der Bundesrepublik Deutschland (Hg.), *Flucht, Vertreibung, Integration*. Bielefeld: Kerber Verlag
- 伊藤定良 2002 『ドイツの長い十九世紀：ドイツ人・ポーランド人・ユダヤ人』青木書店
- Jaworski, Rudolf. 1978. "Der auslandsdeutsche Gedanke in der Weimarer Republik," *Annali dell'Instituto storico italo-germanico in Trento*, 4
- Juncker, Horst. 2001. *Aussiedlerrecht: Aufnahme und Status von Vertriebenen und Spätaussiedlern*. Berlin: Berlin Verlag
- Liesner, Ernst. 1988. *Aussiedler: Die Voraussetzungen für die Anerkennung als Vertriebener*. Herford/Bonn: Maximilian-Verlag
- Meinecke, Friedrich. 1919. *Weltbürgertum und Nationalstaat*. München: Oldenbourg
- Miszczak, Krzysztof. 1993. *Deklarationen und Realitäten: Die Beziehungen zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der (Volks-) Republik Polen von der Unterzeichnung des Warschauer Vertrages bis zum Abkommen über gute Nachbarschaft und freundschaftliche Zusammenarbeit 1979-1991*. München: tuduv
- Münz, Rainer and Rainer Ohliger. 1998. "Long-Distance Citizens: Ethnic Germans and Their Immigration to Germany," in Peter Schuck and Rainer Münz (eds.), *Paths to Inclusion*. New York and Oxford: Berghahn Books
- Münz, Rainer and Rainer Ohliger. 2001. "Auslandsdeutsche," in Etienne François and Hagen Schulze (Hg.), *Deutsche Erinnerungsorte*. München: Beck
- Ohliger, Rainer and Rainer Münz. 2002. "Minorities into Migrants: Making and Un-Making Central and Eastern Europe's Ethnic German Diaspora," *Diaspora* 11:1
- Pieper, Helmut. 1974. *Die Minderheitenfrage und das deutsche Reich 1919-1933/34*. Hamburg: Institut für Internationale Angelegenheiten der Universität Hamburg.
- Salzborn, Samuel. 2001. *Heimatrecht und Volkstumskampf: Außenpolitische Konzepte der*

- Vertriebenenverbände und ihre praktische Umsetzung*, Honnover: Offizin
- 佐藤成基 1999. 「「国家」と「民族」 — ドイツと日本におけるネーション概念の形成と変容をめぐる比較歴史社会学的分析 —」 『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』 No.32
- 2000. 「ナショナリズムのダイナミックス」 『社会学評論』 201号
- 2006. 『研究成果報告書 東方領土問題と戦後ドイツのナショナル・アイデンティティ』 日本学術振興会 平成15年～17年度科学研究費補助金（基盤研究（C）・課題番号15530318）
- Schieder, Theodor. 1961. *Das deutsche Kaiserreich von 1871 als Nationalstaat*. Köln und Opladen: Westdeutscher Verlag.
- Urban, Thomas. 2000. *Deutsche in Polen: Geschichte und Gegenwart einer Minderheit*. München: Beck
- Reichling, Gerhart. 1986. *Die deutschen Vertriebenen in Zahlen, Teil I: Umsiedler, Verschleppte, Vertriebene, Aussiedler 1940-1985*. Bonn: Kulturstiftung der deutschen Vertriebenen,
- Wagner, Richard. 2000. “Ethnic Germans in Rumania,” in Stefan Wolff (ed.), *German Minorities in Europe: Ethnic Identity and Cultural Belonging*. New York and Oxford: Berghahn Books.
- Wolf, Adolf. 1993. *Der Status des Spätaussiedlers nach dem Kriegsfolgenbereinigungsgesetz*. Wiesbaden: Kommunal- und Schul-Verlag.
- Wolff, Stefan. 2000. “Changing Priorities or Changing Opportunities? German External Minority Policy, 1919-1998, in Stefan Wolf (ed.), *German Minorities in Europe: Ethnic Identity and Cultural Belonging*. New York and Oxford: Berghahn Books.